

他の大学院等における修学及び留学並びに特別聴講学生 及び特別研究学生の取扱いに関する細則

平成16年 4月 1日
制 定

第1条 他の大学院、研究所又は高度の水準を有する病院（以下「他の大学院等」という。）における修学及び外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）への留学並びに本学大学院の研究科に受け入れる特別聴講学生及び特別研究学生の取扱いについては、東京医科歯科大学大学院学則（平成16年規程第5号）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

第2条 他の大学院等との協議は、学長が行う。

- 2 外国の大学院等との協議は、研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合には、当該協議を、研究科委員会の議を経て、研究科長が行うことがある。この場合には、研究科長は当該協議内容を学長に報告するものとする。
- 4 第1項及び第2項の協議に当たっては、他の大学院等又は外国の大学院等との間に、履修できる授業科目又は研究指導の範囲、履修期間、対象となる学生数、履修上の手続、単位の認定方法、学生の身分取扱い、授業料等の費用に関する取扱い、その他実施上必要とされる措置を取り決めるものとする。

第3条 他の大学院等における修学及び外国の大学院等への留学の許可は、研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

第4条 特別聴講学生及び特別研究学生の入学の許可、入学の許可の取消し並びに履修期間の変更及び聴講単位の増減の許可は、研究科委員会の議を経て、研究科長が行う。

- 2 研究科長は、前項の規定により許可等を行ったときは、学長に報告しなければならない。

第5条 特別聴講学生及び特別研究学生に係る授業料等の費用については、東京医科歯科大学における授業料、入学料及び検定料等に関する規則（平成16年規則第66号）の定めるところによる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日制定）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日制定）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月11日制定）

この細則は、平成28年10月11日から施行し、平成28年10月1日から適用する。